

監理技術者の専任の緩和について

1 概要

改正建設業法（令和2年10月1日施行）第26条第3項ただし書きの規定に基づき、監理技術者を補佐する者（以下、「特例監理技術者補佐」という。）をそれぞれの工事に専任で配置した場合には、監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の兼務が可能となった。

2 兼務要件

（1）対象となる工事

- ・ 予定価格が3億円未満の工事とする。ただし、営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあつては2億円未満とする。
- ・ 兼務できる工事の数は本工事を含め同時に2件までで、いずれも本市発注工事とする。
- ・ 兼務する工事現場の相互の間隔が概ね10km以内とする。
- ・ 上記に関わらず、工事規模や施工の難易度等から兼務が認められないと判断される工事については、その旨を特記仕様書に明記する。

（2）監理技術者補佐

特例監理技術者を補佐する監理技術者補佐については、以下の要件を全て満たす者であること。

- ・ 主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者又は監理技術者資格を有する者等であること。
- ・ 専任で配置すること。
- ・ 受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあること。
- ・ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

3 手続き

特例監理技術者を配置しようとする者は、落札候補者となった際に、「特例監理技術者の配置に関する届出書」及び必要書類を確認した「チェックリスト」（電子入札システムからダウンロードしてください。）を提出し、入札参加資格確認審査を受けるものとする。

4 適用日

令和4年4月1日以降の公告案件から適用